

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
(建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和2年度補正予算若しくは令和3年度当初予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和2年12月 7日

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事 山木 宏明

1 業務概要

- (1) 業務名 鹿児島大学（桜ヶ丘）動物実験施設改修設備設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、鹿児島大学桜ヶ丘団地における研究支援センター（動物実験施設
鉄筋コンクリート造 地上6階 延べ面積4, 233m²）の改修に伴う設備設計
(電気・機械)業務である。
- (3) 履行期限 令和3年 9月30日(木)までとする。
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
- ① 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。
- ② 文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築設備関係設計・施工管理業務」の競争参加資格の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 次に掲げる基準を満たす総括技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
- (i) 総括技術者は、建築設備士の資格を有する者であること。
- (ii) 主任技術者は、電気設備担当・機械設備担当をそれぞれ配置すること。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- ⑤ 経営状況が健全であること。
- ⑥ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- ③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画・技術者配置計画の妥当性

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号

国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係

電話 099-285-7217

e-mail kksoumu@kuas.kagoshima-u.ac.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年12月 7日（月）から令和2年12月21日（月）まで

鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>）にて交付する。なお、説明書のダウンロードを行った者は、上記3（1）まで会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記し、電子メールにて連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

令和2年12月21日（月）12時00分 上記3（1）と同じ 持参又は郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

令和3年 1月20日（水）12時00分 上記3（1）と同じ 持参又は郵送すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）と同じ。

(8) 上記2（1）②に掲げる資格を満たしていない者も上記3（3）により参加表明書を提出することができるが、上記3（4）の提出期限の日において、当該資格を満たしていかなければならない。

(9) 本業務は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

(10) 詳細は説明書による。